

事務連絡
平成30年7月27日

居宅介護支援事業所
介護予防支援事業所 管理者 様
小規模多機能型居宅介護事業所

今治市健康福祉部
高齢介護課長

「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」の一部改正について

日頃より本市の介護保険行政の推進にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

標題の件について、平成30年7月13日付けで厚生労働省より別添のとおり通知がありました。

今回の改正に伴い、住宅改修費の支給対象となる住宅改修を行う場合、介護支援専門員等は、複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明することとされておりますので、適切な運用をお願いします。

(留意事項)

- ・複数の見積もりを取ることを強制するものではありませんが、利用者に必ず説明を行い、説明した内容や経緯を支援経過記録等に記録してください。
- ・利用者と住宅改修業者の間で工事の話を進め、介護支援専門員等の理由書が後付けになっているようなケースが見受けられます。住宅改修は介護支援専門員等が必要と認めたものが対象であることを、利用者および住宅改修事業者等にご理解いただけるよう説明をお願いします。

今治市 健康福祉部
高齢介護課 介護保険係
TEL: 0898-36-1526 (直通)